

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新分別モデル地域区民アンケート調査
----	-------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事後報告】

第14条第1項（その他の委託）

（担当部課： 環境土木部資源清掃対策室リサイクル清掃課 ）  
担当係 事業計画係 担当者 平野 内線（4344）

## 事業の概要

事業名	新分別モデル地域区民アンケート調査
担当課	リサイクル清掃課
目的	資源・ごみの新分別モデル地区の住民の考え等を把握し、平成20年4月からの区内全域実施に向けた課題・改善点を明らかにする。
対象者	モデル地区の区民500名（落合・牛込地区各250名、20歳以上の世帯主を無作為抽出）
事業内容	<p>調査内容 別紙のとおり</p> <p>調査方法 郵送配布、郵送回収</p> <p>委託内容 ア 宛名ラベル貼り、調査票印刷、封入・封緘及び発送、 送付・回収経費一式負担</p> <p>イ 単純集計・クロス集計及び分析</p> <p>実施時期 ア 郵送配布（8月27日～9月7日の区が指定する日）</p> <p>イ 回収期間（配布後、3週間）</p>

## 件名 新分別モデル地域区民アンケート調査委託について

保有課(担当課)	リサイクル清掃課
登録業務の名称	新分別モデル地域区民アンケート調査
委託先	(株)循環社会研究所 代表取締役 戸村信夫
委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か)	新分別モデル地区住民500名(落合・牛込地区 各250名、20歳以上の世帯主を無作為抽出)の「住所」・「氏名」 (区作成の宛名ラベルを処理するもの)
委託理由	本件は排出ごみの組成分析と合わせてモデル地区の実態を解析するための調査であるが、短期間で効率的に実施するには処理を一括して委託することが適しているため。
委託の内容	ア 宛名ラベル貼り、調査票印刷、 封入・封緘・発送、送付・回収経費一式負担 イ 単純集計・クロス集計及び分析
委託の開始時期及び期限	平成19年5月28日 から 平成19年10月31日まで
委託にあたり区が行う情報保護対策	契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。
受託事業者に行わせる情報保護対策	貼付・発送作業は区役所にて区職員立会いの下、行うものとする。

# 特記事項

## （基本的事項）

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

## （秘密の保持）

2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

## （目的外利用及び第三者への提供等の禁止）

3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## （適正な管理）

4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

## （複写等の禁止）

5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## （再委託の禁止）

6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

## （資料等の返還等）

7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

## （業務に関する報告）

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

## （監査）

9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

## （従業員に対する教育）

10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

## （事故発生時等における報告）

11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

## （公表）

12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

## （損害の賠償）

13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

# 『資源・ごみの新分別モデル収集事業』アンケート調査 ご協力をお願い

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、新宿区のリサイクル・清掃事業にご協力いただきありがとうございます。

区では、埋立処分場を少しでも長く使用するために、また、リサイクルの可能なプラスチックを資源として有効活用するために、平成 20 年度に資源・ごみの新しい分け方による収集事業を区内全域で実施します。

これに先立って、平成 19 年 7 月から皆様のお住まいの地域(落合地区、牛込地区の一部)では、モデル事業として、これまで不燃ごみとしていたプラスチックを、「資源」、「燃やすごみ(可燃ごみ)」に分けて、回収しているところです。

平成 20 年 4 月の本格実施に向けた課題や改善点を明らかにし、新分別の円滑な実施を図るため、区では、モデル事業地域にお住まいの皆様に、資源・ごみの分け方の変更についてのご意見やご感想をお伺いするアンケート調査を行うことといたしました。

つきましては、ご多用のところ恐縮ですが、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

平成 19 年 8 月  
新宿区

## 記

- 1 返送期間 同封の返信用封筒を使い、9月18日(火)までに別紙「アンケート調査票」をご返送下さい。
- 2 送付方法 無作為に抽出した延べ500世帯の方に送付させていただきました。
- 3 集計方法 ご回答いただいた調査票の集計・分析は、「何パーセントの人がこのようなご意見である」などの数字でまとめます。アンケートは無記名ですので、回答者のお名前が外部に漏れることは一切ありません。
- 4 調査結果 平成19年10月に報告書としてまとめる予定です。
- 5 お問合せ先 このアンケートのご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

新宿区資源対策室リサイクル清掃課 担当 清水・平野  
電話：5273-3318 FAX：5273-4070  
株式会社 循環社会研究所(調査委託先) 担当 大久保  
電話：5363-0183 FAX：5363-0182

## 『資源・ごみの新分別モデル収集事業』に関するアンケート調査票

### モデル収集の内容

あなたのお住まいの地区では、平成 19 年 7 月から、『資源・ごみの新分別モデル収集』を行っています。

これまで燃やさないごみ(不燃ごみ)としていたプラスチックを、「資源」と「燃やすごみ」(可燃ごみ)に分け方を変えるものです。

また、ゴム・皮革類も不燃ごみから「可燃ごみ」に変更しました。

### プラスチックの分け方

資源とするプラスチック…容器包装プラスチック(トレイ、ボトル容器、カップ、パック容器、レジ袋、キャップ類、発泡スチロール等の保護材など)で汚れのないもの

燃やすプラスチック……容器包装以外のプラスチック製品(おもちゃ、日用品など) 汚れの取れない容器包装プラスチック

ただし、金属等が分離できないプラスチック製品(置時計、ビニール傘などは、燃やさないごみ(不燃ごみ)です。

### 【回答方法】

このアンケートの回答は、ご家庭の中で主にごみを出している方をお願いします。設問の該当する項目の番号に○をつけてください。「その他」に当てはまる場合は「その他」の番号に○をつけ、( )内に具体的にご記入ください。

### お住まいやご家族についてお尋ねします。

問 1 お住まいの地域はどちらですか( は一つ)。

1 落合地区(落合第一、落合第二出張所管内) 2 牛込地区(榎町、若松町出張所管内)

問 2 あなたの性別はどちらですか( は一つ)。

1 男 2 女

問 3 あなたの年齢を教えてください( は一つ)。

1 10代 2 20代 3 30代 4 40代  
5 50代 6 60代 7 70代以上

問 4 あなたを含め、何人家族ですか( は一つ)。

1 1人 2 2人 3 3人 4 4人 5 5人以上

問5 新宿区には何年お住まいですか( 一つ )。

- |             |           |            |
|-------------|-----------|------------|
| 1 1年未満      | 2 1年～5年未満 | 3 5年～10年未満 |
| 4 10年～20年未満 | 5 20年以上   |            |

問6 お住まいはどのような形態ですか( 一つ )。

- |                               |
|-------------------------------|
| 1 戸建住宅                        |
| 2 マンション・アパート(敷地内に専用のごみ集積所がある) |
| 3 マンション・アパート(道路脇等のごみ集積所を利用)   |
| 4 自営の店舗・事務所併用の住宅              |
| 5 その他( )                      |

**今回実施しているモデル収集についてお尋ねします。**

問7 今回実施しているモデル収集を何で知りましたか(あてはまるものすべてに○)。

- |                 |                  |            |
|-----------------|------------------|------------|
| 1 お知らせチラシ       | 2 集積所の看板         | 3 町内の掲示板   |
| 4 町会・自治会等の回覧板   | 5 区の広報           | 6 区のホームページ |
| 7 清掃事務所の職員から聞いた | 8 区が開催した説明会に出席した |            |
| 9 近所の人から聞いた     |                  |            |
| 10 その他( )       |                  |            |

問8 区ではモデル収集の実施前に、お知らせチラシ(同封)『資源・ごみの出し方・分け方が変わります!』を各戸に配布しましたが、このチラシはわかりやすかったですか(一つ)。

- |                      |
|----------------------|
| 1 わかりやすかった           |
| 2 わかりやすくもわかりにくくもなかった |
| 3 わかりにくかった           |
| 4 見たことがなかった          |
| 5 その他( )             |

問8-1 問8で「3 わかりにくかった」とお答えいただいた方にお尋ねします。わかりにくかった理由は何ですか(あてはまるものすべてに○)。

- |                        |
|------------------------|
| 1 文字が小さかった             |
| 2 写真が見にくかった・わかりにくかった   |
| 3 イラストが見にくかった・わかりにくかった |
| 4 説明がわかりにくかった          |
| 5 全体の構成がわかりにくかった       |
| 6 その他( )               |

問9 新しい分別方法は、ご理解いただけましたか( 一つ)。

- 1 よくわかった
- 2 だいたいわかった
- 3 あまりわからなかった
- 4 ほとんどわからなかった

問10 資源回収の対象とならないプラスチックとゴム・皮革製品は「可燃ごみ」として焼却し、熱エネルギーを回収します。焼却により最終処分場に直接埋め立てる「不燃ごみ」の量はかなり減ることとなります。このことについて、どのように思われますか( 一つ)。

- 1 良いことだと思う
- 2 特に問題はないと思う
- 3 抵抗感や不安感がある
- 4 わからない

問10-1 (問10で「1 良いことだと思う」、「2 特に問題はないと思う」とお答えいただいた方)そのように思われる理由は何ですか(あてはまるものすべてに○)。

- 1 最終処分場を長く使うために必要なことだから
- 2 エネルギーの有効利用が図れるから
- 3 清掃工場の技術が向上しているので、プラスチック等を焼却しても問題ないと思うから
- 4 容器包装プラスチックは資源として回収されるので、残りのプラスチック等を焼却することはやむをえないから
- 5 ごみ出しがやりやすくなるから
- 6 その他( )

問10-2 (問10で「3 抵抗感や不安感がある」とお答えいただいた方)そのように感じる理由は何ですか(あてはまるものすべてに○)。

- 1 プラスチック等を焼却することの安全性について不安を感じるから
- 2 リサイクルせずになんでも焼却してしまう人が増えそうだから
- 3 長年の習慣があるので、分別方法を変えることに抵抗があるから
- 4 今でもごみ出しのルールを守らない人がいるのに、更に混乱するから
- 5 ごみ出しがやりにくくなるから
- 6 その他( )



問 11 モデル事業を実施してから、容器包装プラスチック(食品トレー・レジ袋・カップ・ボトルなど)のうち、汚れのないものをどのように出していますか。( 一つ )

- 1 「資源」として出している
- 2 全て「可燃ごみ」に出している
- 3 全て「不燃ごみ」に出している
- 4 その他(具体的に )

問 11-1 (問 11 で「2 可燃ごみ」とお答えの方)その理由は何ですか( 一つ )

- 1 分別項目(保管場所)を増やしたくないから
- 2 資源化できることを知らなかったから
- 3 その他( )

問 11-2 (問 11 で「3 不燃ごみ」とお答えの方)その理由は何ですか( 一つ )

- 1 分別項目(保管場所)を増やしたくないから
- 2 資源化できることを知らなかったから
- 3 プラスチックが可燃ごみになることを知らなかったから
- 4 可燃ごみにしたくないから
- 5 その他( )

問 12 モデル事業を実施してから、容器包装プラスチック(食品トレー・レジ袋・カップ・ボトルなど)のうち、汚れのあるものをどのように出していますか。( 一つ )

- 1 汚れを取って、「資源」として出している
- 2 全て「可燃ごみ」に出している
- 3 全て「不燃ごみ」に出している
- 4 その他(具体的に )

問 12-1 (問 12 で「2 可燃ごみ」とお答えの方)その理由は何ですか( 一つ )。

- 1 汚れを取るのが面倒だから
- 2 汚れを取ることで水道代がかさむと思うから
- 3 汚れを取ることで上下水道における環境負荷が強まると思うから
- 4 分別項目(保管場所)を増やしたくないから
- 5 資源化できることを知らなかったから
- 6 その他( )

問 12-2 (問 12 で「3 不燃ごみ」とお答えの方)その理由は何ですか( は一つ)。

- 1 汚れを取って資源化するのは面倒だが、可燃ごみにはしたくないから
- 2 汚れを取って資源化するのは面倒だが、可燃ごみに出せることは知らなかったから
- 3 汚れを取って資源化することで水道代がかさむと思うが、可燃ごみにはしたくないから
- 4 汚れを取って資源化することで水道代がかさむと思うが、可燃ごみに出せることは知らなかったから
- 5 汚れを取って資源化することで上下水道の環境負荷が強まると思うが、可燃ごみにはしたくないから
- 6 汚れを取って資源化することで上下水道の環境負荷が強まると思うが、可燃ごみに出せることは知らなかったから
- 7 分別項目(保管場所)を増やしたくないから
- 8 資源化できることを知らなかったから
- 9 従来どおりの分別方法が慣れているから
- 10 その他( )

問 13 今回の分別方法の変更に伴い、分別に迷う品物はありましたか。

- 1 ない
- 2 ある 具体的な品物名  
( )

問 14 区では今回の分別方法の変更により、「不燃ごみ」の量が減少すると想定していますが、あなたのご家庭では「不燃ごみ」は、どの程度減りましたか( は一つ)。

- 1 大きく減った (60～80%減)
- 2 半分程度になった (40～50%減)
- 3 少し減った (20～30%減)
- 4 あまり変わらない
- 5 その他( )

問 15 今後、「不燃ごみ」の収集頻度はどの程度が適当だと思われますか( は一つ)。

- 1 1ヶ月に1回でもかまわない
- 2 2週間に1回でもかまわない
- 3 1週間に1回がよい(現状のまま)
- 4 その他( )

問 16 区では今回の分別方法の変更により、「可燃ごみ」の量は増加すると想定していますが、あなたのご家庭では「可燃ごみ」はどの程度増えましたか（ は一つ）

- |   |          |                 |
|---|----------|-----------------|
| 1 | 大きく増えた   | ( 30 ~ 50 % 増 ) |
| 2 | 多少増えた    | ( 10 ~ 20 % 増 ) |
| 3 | あまり変わらない |                 |
| 4 | その他 (    | )               |

問 17 区では平成 18 年 4 月より、ペットボトルをコンビニ等の回収ボックスのほか、びん缶拠点でも回収を始めましたが、ペットボトルは主にどこに出していますか（ は一つ）

- |   |                           |   |
|---|---------------------------|---|
| 1 | びん缶回収拠点に出している             |   |
| 2 | コンビニ、スーパー等の店頭回収ボックスに出している |   |
| 3 | 可燃ごみに出している                |   |
| 4 | 不燃ごみに出している                |   |
| 5 | 資源 ( 容器包装プラスチック ) に出している  |   |
| 6 | その他 (                     | ) |

問 18 今回の分別方法の変更によって、意識や行動などに変化はありましたか。(あてはまるものすべてに○)

- |   |                          |   |
|---|--------------------------|---|
| 1 | ごみ出しマナーに気をつけるようになった      |   |
| 2 | リサイクルを心掛けるようになった         |   |
| 3 | 可燃ごみと不燃ごみの分別に気をつけるようになった |   |
| 4 | ごみを増やさないように心掛けるようになった    |   |
| 5 | 区からの環境・ごみの情報を見るようになった    |   |
| 6 | ごみ・資源の分別や、ごみ出しがやりやすくなった  |   |
| 7 | ごみ・資源の分別や、ごみ出しがやりにくくなった  |   |
| 8 | 特に変化はない                  |   |
| 9 | その他 (                    | ) |

今回のモデル収集及び新宿区の清掃事業について、ご意見やご要望がありましたら、ご記入ください。

[ ]

ご協力ありがとうございました。